

## 沖縄県立芸術大学ハラスメント防止・対策規程

(平成11年11月30日評議会決定)

改正 平成28年3月31日

(趣旨)

**第1条** この規程は、沖縄県立芸術大学ハラスメント防止・対策ガイドライン（以下「ガイドライン」という。）に基づき、沖縄県立芸術大学（以下「本学」という。）におけるハラスメントの防止及び対策に関し、必要な事項を定めるものとする。

(適用対象)

**第2条** この規程の適用対象は、ガイドラインに定める対象範囲とする。

(定義)

**第3条** この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) ハラスメント ガイドラインに定める定義による。
- (2) 部局 事務局、学生部、各学部、各研究科、附属図書・芸術資料館及び附属研究所をいう。
- (3) 部局長 前号の部局の長をいう。
- (4) 職員 本学のすべての職員（非常勤を含む。）をいう。
- (5) 教員 職員のうち、教授、准教授、講師、助教、助手及び非常勤講師をいう。
- (6) 学生 学部生、大学院生のほか研究生、特別聴講学生、科目等履修生、委託生をいう。
- (7) その他関係者 保護者、委託又は派遣に係る契約等に基づき本学において就労する者をいう。
- (8) 大学構成員 第4号から前号までの者をいう。
- (9) 相談者 ハラスメントに関して相談員に相談する者をいう。この場合、第11号の被害者である必要はない。
- (10) 相手方 ハラスメントに関する相談、注意喚起のための通知の申出、問題解決のための調整又は被害救済の手続において、ハラスメントの行為を行ったと主張される者をいう。
- (11) 被害者 ハラスメントに関する相談、注意喚起のための通知の申出、問題解決のための調整又は被害救済の手続において、ハラスメントの行為により被害を受けたと主張する者をいう。
- (12) 行為者 被害救済の手続において、ハラスメントの行為を行ったと認定された者をいう。
- (13) 当事者 相談者、相手方、被害者及び行為者をいう。

(学長の責務)

**第4条** 学長は、本学のハラスメントの防止及び対策に関し統括する。

2 学長は、ハラスメントの防止及び対策に関し、第7条のハラスメント防止・対策委員会から報告等を受けた場合は、速やかに必要な措置を講ずるものとする。

3 学長は、ハラスメントの防止・対策を図るため、職員及び学生を対象にした、ハラスメント防止・対策に関する研修等の開催、周知啓発等必要な措置を講ずるものとする。

(部局長の責務)

**第5条** 部局長は、ハラスメントの防止に努めるとともに、ハラスメントに起因する問題が生じた場合には、迅速かつ適切に対処しなければならない。

2 部局長は、当該部局におけるハラスメントの防止・対策に関する取組について、毎年度末にハラスメント防止・対策委員会に報告するものとする。

(大学構成員の責務)

**第6条** 大学構成員は、ハラスメントが個人の人権を侵害する不当な行為であるとともに、本学における快適な教育、研究、就学及び就業の環境を損なうものであることを正しく認識して、自らハラスメントを行わず、かつ、ハラスメントのない環境を作り出し維持するよう努めなければならない。

(ハラスメント防止・対策委員会の設置)

**第7条** ハラスメントの防止及び対策を適切に実施するため、本学にハラスメント防止・対策委員会（以下「防止・対策委員会」という。）を置く。

2 防止・対策委員会は、ハラスメントの防止及び対策に関し、本学の学生相談室、保健室、その他関係機関と連携協力するものとする。

(ハラスメント相談室の設置)

**第8条** ハラスメントに関する相談に応じるため、本学にハラスメント相談室（以下「相談室」という。）を置き、相談室にハラスメント相談員（以下「相談員」という。）を置く。

(相談の受付)

**第9条** 相談者は、ハラスメントに関し、面談、相談箱への投函、手紙、電話、ファクシミリ、電子メール等を通して、相談員にいつでも相談することができる。

(相談員以外の大学構成員への相談)

**第10条** 相談員以外の大学構成員は、ハラスメントに関する相談を受けた場合は、当該相談者の同意を得た上で、相談者の希望する相談員に引き継ぐものとする。なお、匿名の相談を受けた場合は、相談室に引き継ぐものとする。

(注意を喚起するための相手方への通知)

**第11条** 相談者は、第12条又は第13条に基づく申立てとは別に、ハラスメントに関し、相手方の注意を喚起するために、相談室を経て、防止・対策委員会に対して相手方へ通知するよう申し出ることができる。ただし、相談者は、防止・対策委員会に対して直接申し出ることができる。

2 防止・対策委員会は、前項の規定による申出を受けた場合で、申出の内容を検討の上、必要と認めるときは、直ちに相手方に通知しなければならない。ただし、当該申出に対し相手方に通知せず手続を終了するとき、その理由を付して相談者及び相談室に通知するものとする。

3 前2項の規定は、相談者を特定できない匿名による相談においても適用する。ただし、前項ただし書きについてはこの限りではない。

4 防止・対策委員会は、第1項の規定による申出がない場合であっても、ハラスメント

に関する相談の事案について、事態が重大であり、かつ緊急の対応が必要であると認めるときは、注意を喚起するために相手方に通知することができる。ただし、その際は、相談者の意向をできる限り尊重するものとする。

- 5 前項の規定は、相談者を特定できない匿名による相談の事案についても適用する。ただし、その際、相談者の意向については相談内容からできる限り判断するよう努めるものとする。
- 6 防止・対策委員会は、前5項の規定を適用するに際して、相談者又は相談室に事情を聴く等、必要な措置をとることができる。ただし、この場合において事実調査及び認定を行うことはできない。
- 7 防止・対策委員会は、第2項から第5項までの規定に基づき相手方に通知を行った事案について、必要と認めるときは、第12条第3項を適用することができる。
- 8 防止・対策委員会は、前7項までの規定による申出及び相手方への通知の実施について、記録を作成して厳重に保管するとともに、通知の実施結果について、速やかに相談者及び相談室に通知するとともに、学長に報告するものとする。

(問題解決のための調整の申立て)

**第12条** 相談者は、相談室を経て、防止・対策委員会に対し、ハラスメントの問題解決のための調整を申し立てることができる。ただし、相談者は、防止・対策委員会に対して直接申し立てることができる。

- 2 防止・対策委員会は、前項の規定による申立てに対し、当該事案の調整を担当する委員（以下「調整担当委員」という。）を防止・対策委員会委員の中から直ちに選任するとともに、申立ての内容及び調整担当委員の氏名を学長に報告しなければならない。ただし、相手方と同じ部局に所属する防止・対策委員会委員は、調整担当委員にはなれない。
- 3 調整担当委員及び当該案件の関係部局長（関係部局長が当事者である場合は、学長が指名する関係部局の職員）は、連携協力して、概ね3週間以内で問題解決を図るよう努めなければならない。
- 4 調整においては、指導教員、研究室又は就業場所の変更など、問題解決のための必要な措置を講ずるものとする。
- 5 調整の手続には、相談者の要請に応じ、相談員が同席することができる。
- 6 調整担当委員は、調整が終了した場合は、直ちにその結果を防止・対策委員会に報告しなければならない。
- 7 防止・対策委員会は、前項の規定による報告を受けた後、直ちに調整の結果を学長に報告しなければならない。
- 8 相談者は、防止・対策委員長あての書面により、いつでも調整の申立てを取り下げることができる。

(ハラスメント調査委員会の設置を伴う被害救済の申立て)

**第13条** 相談者は、相談室を経て、防止・対策委員会に対し、ハラスメントに関する被害の救済を申し立てることができる。ただし、相談者は、防止・対策委員会に対して直接申し立てることができる。

- 2 防止・対策委員会は、前項の規定による申立てを受けた場合は、当該事案に関する事

実調査を行う非常設組織として、ハラスメント調査委員会（以下「調査委員会」という。）を直ちに設置しなければならない。

- 3 防止・対策委員会は、第1項の規定による申立てがない場合でも、ハラスメントに関する相談の事案について、事態が重大であり、かつ処分又は改善措置が緊急に必要であると認めたときは、当該事案に対応するため、相談者の同意を得た上で、調査委員会を設置することができる。
- 4 防止・対策委員会は、前2項の規定に基づき調査委員会が設置された場合は、直ちにその旨を、当該事案の当事者の所属部局長及び学長に連絡するとともに、当事者に通知するものとする。また、防止・対策委員会は、当事者に対しては、当該調査委員会委員長及び委員の氏名、所属及び職位等を通知するとともに、相手方に対しては、相談者からの被害救済の申立ての概要を通知するものとする。
- 5 防止・対策委員会は、第2項又は第3項の規定に基づき調査委員会を設置した後において、相談者に対し、加害行為が継続して行われている場合や報復やプライバシーの侵害等の二次加害行為が行われている場合等緊急を要する事情があると認めたときは、相談者の同意を得た上で、適切な期間を定めて緊急の安全確保のための暫定的措置を講ずるよう関係部局長に勧告することができる。
- 6 関係部局長は、前項の規定による勧告に基づき暫定的措置を講じたときは、当該措置について当事者に通知するとともに防止・対策委員会及び学長に報告するものとする。  
(被害救済の申立ての取下げ)

**第14条** 相談者は、防止・対策委員会委員長あての書面により、いつでも被害救済の申立てを取り下げることができる。

- 2 相談者が被害救済の申立てを取り下げたときは、防止・対策委員会は、その旨を直ちに調査委員会に連絡する。
- 3 防止・対策委員会は、調査委員会からの被害救済の手続の中止に関する報告を受けて、被害救済の申立ての取下げ及び被害救済の手続の中止について、関係部局長及び相手方に通知するとともに学長へ報告するものとする。
- 4 相談者が被害救済の申立てを取り下げた場合は、当事者から提出された文書を含む関連資料及びそれまでの手続において防止・対策委員会が作成した記録等の文書は、原則として当事者に返却又は引渡しをすることなく、防止・対策委員会が厳重に保管するものとする。
- 5 前項の規定による防止・対策委員会が保管する関連資料及び文書については、防止・対策委員会は、原則として当事者を含む第三者に開示することができない。

(事実調査及び認定の判断に基づく被害の救済)

**第15条** 防止・対策委員会は、調査委員会から報告された事実調査結果に基づき、当該事案に関するハラスメントの行為の有無について事実認定に関する判断を行ったときは、直ちにその結果を、関係部局長及び当事者に通知するとともに学長に報告するものとする。

- 2 防止・対策委員会は、ハラスメントの事実関係を認定した場合は、被害の救済及び環境の改善のために講ずるべき措置、その他当該事案への対応策について、関係部局長に対して勧告するとともに、学長へ報告するものとする。

- 3 第1項の規定による報告又は前項の規定による勧告を受けた部局長は、速やかに必要な措置を講ずるとともに再発防止のための改善措置を講じなければならない。また、これらの措置について、防止・対策委員会及び学長に報告するものとする。
- 4 学長は、ハラスメントの事実関係が認定され、行為者の処分、被害者の就学、就労、教育若しくは研究環境の改善等を行うことが必要であると認めたときは、速やかに必要な措置を講ずるとともに、当該措置について、当事者、関係部局長、防止・対策委員会に通知するものとする。
- 5 防止・対策委員会は、前2項の規定による報告又は通知を受けたときは、速やかに当該事案の当事者に通知するとともに、相談室に連絡するものとする。

(被害者の要請による話し合いへの援助・助言)

**第16条** 防止・対策委員会は、ハラスメントの事実関係を認定した場合において、前条第1項の規定による通知を受けた被害者から、行為者との話し合いを求める要請がある場合は、次に掲げる援助・助言を行うことができる。

- (1) 話し合いに立ち会い、十分な話し合いが行われるよう、援助・助言を行う。
- (2) 話し合いで合意された再発防止策が、確実に履行されるよう、援助・助言を行う。

2 前項の話し合いが継続している間において、防止・対策委員会が必要と認めたときは、前条第2項から第4項までの措置等を行わないことができる。

3 第1項の話し合いが終了したときは、防止・対策委員会は、話し合いの結果を考慮して前条第2項の措置等を再度検討した上で、関係部局長への勧告等を行うものとする。

(相談者等の意思及び主体性の尊重)

**第17条** ハラスメントに関する相談、注意を喚起するための相手方への通知、問題解決のための調整及び被害救済の手続きの全ての段階において、被害者の意思はできる限り尊重されなければならない。相談員、防止・対策委員会委員、調整担当委員及び調査委員会委員は、解決策を誘導し、又は強要することのないよう留意しなければならない。

(守秘義務及びプライバシーの保護等)

**第18条** 学長、部局長、防止・対策委員会委員、調整担当委員、調査委員会委員及び相談員は、任期中はもとより退任後においても、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。また、当事者及びその他関係者の名誉及びプライバシーなどの人格権を侵害することのないよう、慎重に行動しなければならない。

2 ハラスメントに関する相談、注意を喚起するための相手方への通知、問題解決のための調整及び被害救済の手続等において、相談者、被害者及び手続に関係した第三者が希望する場合は、その者について匿名の取扱いとする。ただし、調整申立書、調整申立手続における当該本人あての文書、被害救済申立書、被害救済申立手続における当該本人あての文書及び事情聴取記録については、この限りではない。

(不利益な取扱いの禁止)

**第19条** 学長、部局長及びその他の職員は、ハラスメントに関する相談、注意を喚起するための相手方への通知、問題解決のための調整又は被害救済の手続等に対する協力その他ハラスメントに関して正当な対応をした大学構成員に対し、そのことをもって不利益な取扱いをしてはならない。

(虚偽の相談、通知の申出、調整及び被害救済の申立又は証言の禁止)

**第20条** 当事者及び第三者は、ハラスメントに関する相談、注意を喚起するための相手方への通知、問題解決のための調整、被害救済及び事実調査等の手続等に関し、虚偽の相談、申出、申立て又は証言を行ってはならない。

(補則)

**第21条** この規程に定めるもののほか、ハラスメントの防止・対策に関し、必要な事項は学長が別に定める。

附 則

この規程は、平成11年12月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則 (平成28年3月17日評議会)

- 1 この規程は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 次の規程は、廃止する

沖縄県立芸術大学ハラスメント相談窓口に関する規程 (平成22年3月29日評議会決定)